



山陰海岸ジオパーク

住民参画と協働の推進指針

海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷
—安らぎと憩いの空間 新温泉町—

平成21年4月

新 温 泉 町

はじめに

現代は、少子高齢化、高度情報化や環境問題などが国際的・地球的規模で進展し、先行きの見えにくい時代となり、モノの豊かさを求めてきた“成長社会”とは異なった、人間や自然を大切にしこころの豊かさを求める“成熟社会”への転換が課題となっています。

住民ニーズもますます多様化してきており、厳しい財政状況下にあって、一律的なサービスを提供する行政だけでは的確な対応が困難になることから、社会のあり方そのものの変革が必要とされています。

さて、日本では公共的サービスはすべて行政が行うものという考え方が一般的で、右肩上がりの高度成長期を経て、身近な道路や水路の維持管理など以前は住民が担っていた領域も行政が担うようになったのです。

しかしながら、阪神・淡路大震災以降、各地で多くのボランティア団体が活躍し、行政が担い手とされてきた領域においても、住民と行政の協働による新たな公共的サービスが提供されてきました。これは、「公・私」の概念ではなく、「公・共・私」という「新しい公」の概念の出現であるといえます。

新しい「公・共」の領域において、住民と行政が協働することにより、地域でのきめ細かな公共的サービスの実現など住民満足度を向上させることが可能になります。

本町は、総合計画の「まちの将来像を実現するための進め方」において、「まちづくりのあらゆる場面、分野において、住民と行政が連携・協働し、手を携えて努力を続ける『参画と協働』の取り組みを進めます」と明確にしています。

また、「参画と協働」によるまちづくりへの転換を明確にしており、参画とは、たんなる住民参加機会の拡大ではなく、意思形成、意思決定段階から実行、評価、修正過程に至る、共同責任の分担を意味します。そのためには、住民と行政の情報共有が求められます。

さらに「協働」もたんなる協力 (Collaboration) を意味するのではなく、共同生産 (Co-Production) を意味します。つまり、協働を真に実現するためには、参画が必然的に重要となります。

住民と行政が協働し、「新しい公」を担っていくことによって住民にまちづくりの誇りと生きがい生まれ、さらなるまちづくりが進展し、結果、行政改革としての成果も実現

するのです。

住民と行政が共に担う「新しい公」の実現をめざし、住民と行政が共通の目標をもつことができるよう協働のための基本的な指針を策定しました。

この指針をもとに、今後、山陰海岸の世界ジオパーク構想の推進事業など住民と行政による協働のまちづくりを展開し、住民参画制度の継続的发展を図るための自治基本条例の検討に取り組むこととします。

目次

1. 参画・協働とは	5
(1) 住民参画・協働の概念	5
(2) 協働の領域	5
(図表) 新しい公がもたらす「自助・共助(互助)・公助」の変化	6
2. 指針策定の背景	7
(1) 社会的背景	7
(2) 行政的背景	8
3. 新温泉町における現状と課題	9
(1) 住民	9
(2) 行政	9
(3) 組織	9
4. 期待される効果	11
(1) 政策の質と住民満足度の向上	11
(2) 住民活動の拡大と地域の活性化	11
(3) 住民と行政の意識改革	11
(4) 行政のスリム化	11
5. 協働のまちづくりの推進	12
(1) 協働の原則	12
(2) 協働のパートナー	13
(図) 住民参画と協働のまちづくり概念図	14
6. 住民参画・協働の基本方針	16
(1) 指針の目的	16
(2) 推進の柱	16
(3) 住民参画・協働の定義と指針の対象	16
①住民参画	16
②協働	17
(4) 推進にあたって	17

(5) 指針の検証	18
7. 住民参画・協働推進の取り組み	19
(1) 住民参画制度の整備	19
①情報公開・提供	19
②住民参画の機会の拡充	20
③住民への制度の普及	21
④職員による制度活用の推進	22
(2) 協働の仕組みづくり	23
①NPO、ボランティア、自治組織などとの協働の基盤づくり	23
②ネットワーク機能の強化	24
③まちづくりへの展開	25
④協働のまちづくりを推進する職員の育成	26
(3) 住民参画と協働のまちづくりの評価・検証	26
(☒) PDCA (Plan～Do～Check～Action) サイクル	28

1 住民参画・協働とは

(1) 住民参画・協働の概念

本町における「住民参画」とは、「町の政策立案、施策の実施等にあたって、広く住民^{*}の意見を反映させるとともに、住民と行政がともにまちづくりを進めることを目的として、住民が町政に参加すること」をいいます。

また、「協働」とは、「住民と行政が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと」をいいます。

(2) 協働の領域（範囲）

これまで、「公共」と言えば行政そのものであり、社会は「公共＝行政」と「私」で成り立っていると考えられがちでした。しかしながら、近年のボランティア活動の高まりなどから、公共には、開かれた領域あるいは共通の領域、すなわち「共」の領域も存在することが認識されるようになってきました。これを「新しい公」^{*}と呼んでいます。

振り返ると、住民は、古くから昭和の初期までは、公共を担うという意識ではなかったものの、例えば日役というかたちで、自分たちでできる範囲のことは自分たちでやってきていたのです。その後高度成長期に入ると、「公共」の名の下に、その多くのことを行政（国・県・町町村）が豊富な財源と労力により、行政サービスとして行うようになっていったのです。

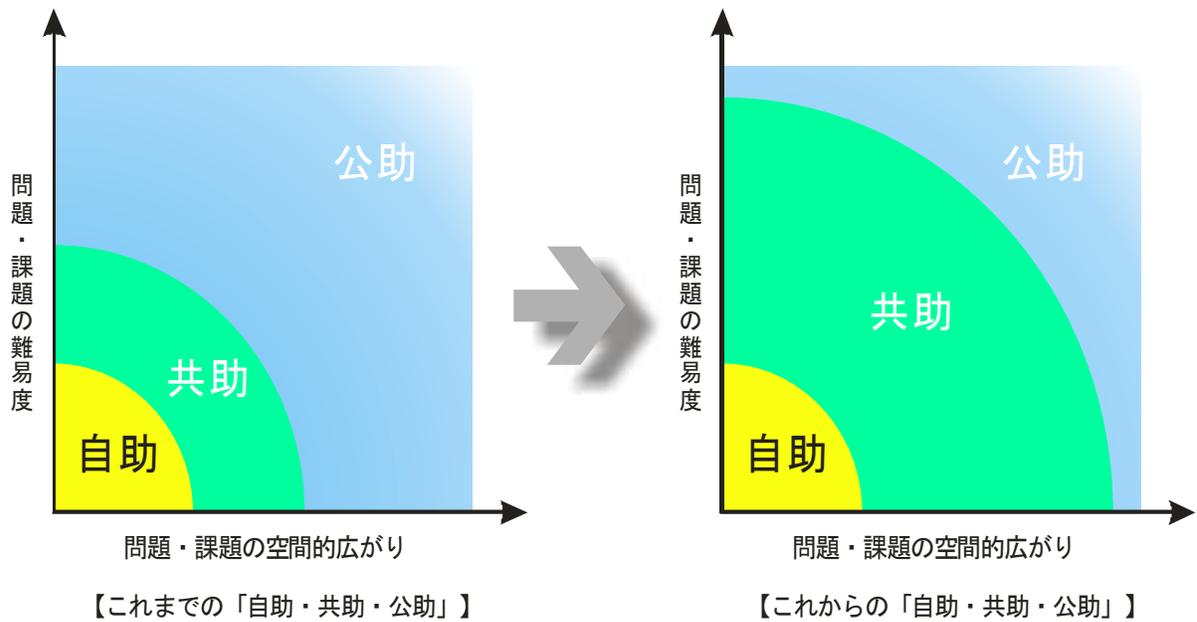
* 「住民」

「町内に在住、在勤、在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体」をいいます。

* 「新しい公」

今後、個性と自律の地方を確立していくためには「新しい公」の構築が必要であると言われていています。「新しい公」とは、多様な主体が「公」の活動に積極的に参画し、社会の担い手としての役割と責任を自覚しながら、地域課題の解決に向けて主体的に行動する新しい住民社会のことです。「新しい公」を「自助・共助・公助」の関係図を用いて表すと、次ページの図のようになると考えられます。

(図表) 新しい公がもたらす「自助・共助(互助)・公助」の変化



注：上図は、問題や課題が難しくなればなるほど、仲間同士や公共がその解決にあたる（縦軸の意味）、また、問題や課題が広域になればなるほど、仲間同士や公共がその解決にあたる（横軸の意味）ことが適していることを示しています。戦後、公共主導による急速な国（まち）づくりが進められ（公助が大きなウエイトを占め）、高度な経済成長と社会基盤ストックが実現しましたが、今後は、公民の協働によってそのストックをいかに活用するかが課題となります。

2 指針策定の背景

今なぜ「住民と行政の協働」が必要なのでしょう。その必要性について、社会的背景と行政的背景から明らかにします。

(1) 社会的背景

① 成熟社会への転換

社会の高度成長社会から成熟社会への転換は、住民の欲求を「物質的豊かさ」から「精神的豊かさ」に変化させてきました。「ゆとり」や「誇り」、「生きがい」などを大切にするとともに、一人ひとりの個性や生き方を尊重するようになってきています。また、社会資本を新たに整備することより、資本のストックをいかに活用するかに重点が移ってきています。

② 少子高齢化の進展

全国的な傾向である少子高齢化は新温泉町でも進行しており、特に高齢化率については顕著です。より生活に身近な保健・福祉にかかるニーズに対応しきれない状況が生まれつつあります。誰もが住みよいまちづくりやまちの持続的発展のためには最重要課題であると言えます。

③ 多様化する住民ニーズ

社会や経済の成熟化に伴い、住民のライフスタイルや価値観が大きく変化し、多様化・高度化する住民ニーズに対して、きめ細かなサービス提供が求められています。

④ 住民意識の高揚・住民参加から参画へ

まちづくりにおける住民と行政の関係は、住民の要望に行政が応えるという関係が築かれ行政の肥大化を招きました。

しかしながら、時代の変化とともに住民の意識も変化し、まちづくりに対する住民のあり方や住民と行政の合意や協力のあり方について、住民参画という新たな考え方や新しい仕組みが必要になってきました。

(2) 行政的背景

① 地方分権の進展

住民参画・協働の基盤となる「地方自治」は、日本国憲法において制度として保障され、その本旨は「住民自治」と「団体自治」とであるとされています。「住民自治」とは、地域のごとは地域の住民の意思に基づいて行われるということであり、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、団体自らの意思と責任のもとで行っていくということです。しかし、実際には、戦後も中央集権的な仕組みが続き、「住民自治」「団体自治」は十分に育ってきませんでした。例えば、地方自治体の行政活動に対し、住民の意思を反映させることを目的に、意見を述べ、または提案などをする「住民参画制度」についても、審議会や公聴会など一定の整備がされてきましたが、行政からの情報が不足していたり、また、十分に住民に開かれた場でなかったりという状況があり、制度の形骸性が指摘されてきました。

しかし、地方分権の進展により、公平で画一的・均一的な自治体運営から、より創造的で個性ある、都市間競争に生き残る主体的な自治体への脱皮が求められるようになりました。

② 財政健全化に向けた「小さな政府」の実現（行政改革）

本町が直面している財政危機を打開するため、肥大化した行政コストの削減を図りつつ、財政健全化に向けて既存行政サービスを住民との協働により実施するなどにより、いわゆる「大きな政府」から機能する「小さな政府」への変革が急務となっています。

③ 町合併への対応

町合併による合併後の住民の一体化がなされていないことをはじめ、住民と行政との距離感が遠くなり、住民の声が行政に届きにくくなるとの問題があり、これを克服するためのシステムを確立する必要があります。また、小規模集落^{*}をはじめ過疎化の進む中山間地域を抱える本町においては、その地域が抱える固有の課題を解決することが困難になっています。

* 「小規模集落」

過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指し、兵庫県においては、小規模集落と称する。

3. 新温泉町における現状と課題

新温泉町において、「協働」の実態はどのようになっているのでしょうか。また、協働のパートナーである住民と行政の現状はどのようなのでしょうか。

本町では、すでに住民団体等の自主的な多くの取り組みがありますが、一方では、すべての公共的サービスは、住民が行政に要請し行政が執行するものとの意識が、住民と行政の双方に根強く存在します。

住民の意識や行政の意識、さらに組織について、本町の現状と課題を明らかにします。

(1) 住民

- ・自らの暮らしの課題について、まず自らが取り組むという姿勢を持つ自立した住民が不足している。
- ・住民は行政に要求し、行政はそれに応えるものという意識の傾向がある。
- ・町の財政事情のきびしさから、行政に対する不信感、無力感、無関心が広がっている。
- ・コミュニティ機能の低下や意識の希薄化が進行している。
- ・住民参画を呼びかけても若い世代の参画が得にくく、まちづくりの活動に参加する人が固定化している。
- ・兵庫県「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づき、県民交流広場事業等の活用による自主的活動が広がることが求められる。

(2) 行政

- ・行政組織が縦割りの傾向があり、行政の横の連絡体制が十分には整わず、多様化する住民活動に的確な対応がなされていない。
- ・政策形成過程や課題、効果・改善などの情報提供のための制度は一部整備されているものの十分でなく、住民の意思や能力、行動力を行政に生かそうとする意識が低い。
- ・行政は、住民の要求に対して応えるものという意識が根付いている。

(3) 組織

- ・自治組織

過疎化高齢化の進展により組織の維持が困難な地域と、都市化の進行により組織が形骸化している地域が混在している。

- ・NPO*等グループ

参画と協働によるグループ活動の萌芽があるが、住民活動に対する住民の認知度が低く、また、公共サービスの一翼を担う自立した住民活動団体が少ない。

- ・企業

公共の担い手としての意識が低く、社会貢献活動、公益的活動が拡がりを見せない。

* 「NPO」(Non-Profit Organization 民間非営利団体)

営利を目的とせず、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全などさまざまな課題に住民等が自主的、自発的にボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。非営利とは、利益が出ても団体のなかで分配せず、次の活動のために使うという意味。(NPO法 平成10年3月成立)

4. 期待される効果

住民と行政の協働が実現することにより、どのような効果があるのでしょうか。住民にとって、また行政にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。協働の効果を明確にすることにより、協働を実施する意味をお互いが認識し共通の目標を持つこととします。一方、協働を取り組むことにより、時間と労力がかかるなどの新たなデメリットも想定されますが、過渡期であることをお互いが認識し、粘り強く取り組み、これらを克服しなければ住民と行政の協働は定着しないと考えます。

(1) 政策の質と住民満足度の向上

対話と相互理解により、多様化する住民ニーズを的確に把握することができ、社会情勢の変化に的確に対応したまちづくりが推進され、「政策の質」や「住民満足度」が高まる。

(2) 住民活動の拡大と地域の活性化

協働のまちづくりに結びつく住民活動が活発に展開されることで、住民活動に対する社会的認知度が高まるとともに、地域への課題認識や自治意識が高まり、コミュニティが活性化する。また、地域づくりに生きがいを見出すことにより、地域に対する誇りや愛着が高まり、いわゆる「地域力」が強化される。

(3) 住民と行政の意識改革

住民と行政の対話と相互理解が一層進み、それぞれのセクターにおける自己改革（意識改革）が進む。

(4) 行政のスリム化

肥大化した行政運営の効率化とコスト削減が図れ、「小さな政府」が実現する。

5. 協働のまちづくりの推進

新温泉町においては、協働としての認識が薄いものの、多くの住民と行政の協働が実施されていることをみてきました。この協働をさらに推進し、さらに実効性のあるものにしていくためには、様々な仕組みが必要です。

(1) 協働の原則

地域課題や社会的課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新しい仕組みや共有できる事業を創出し、対等な立場で取り組むことが大切です。住民はオーナーであり、行政は住民から預かった資金により行政サービスを提供する受託者でもあるという立場を、お互いが認識しあい、信頼関係を築くことが必要であると考えます。

このように住民と行政がパートナーとして「協働」をすすめる上で守らなければならない基本的な原則があります。

① 透明性・公開性確保の原則

住民と行政がお互いに説明責任を果たし、広く理解を得られるように努めるとともに、住民参画や協働への機会を広く確保する観点から、そのプロセスや結果などについて可能な限り公開すること。

② 対等の原則

まちづくりは、住民と行政の確たる信頼関係の上に、役割と責任の分担によって築かれるものであり、お互いの立場と特性を理解し、対等という立場を尊重し、まちづくりのパートナーとしての意識を持つこと。

③ 自主性・自立性尊重の原則

住民活動が、自主的かつ主体的な活動であることを理解し、その主体性を尊重すること。

④ 目的共有の原則

協働のまちづくりを円滑に推進し効果を挙げるために、達成しようとしている目的の全部または一部を共有すること。

⑤ 相互理解の原則

お互いの価値観や行動原理が異なっても、双方の立場や特性を理解し、尊重したうえで双方の役割を果たすこと。

(2) 協働のパートナー

協働によりまちづくりを進めていくためには、住民一人ひとりに加え、交流人、NPO、各種団体、企業などの幅広い主体がそれぞれの特性を発揮していくことが必要です。

また、行政とこれらの様々な主体が協働を行うことで、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを提供することができます。

① ボランティア、住民活動団体、交流人、NPO、公益法人等との協働

これらの団体は、社会の変化による新しい課題に対して、独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性をもって対応できるという優れた特徴を持っているため、多様化するニーズに対応し、きめ細かいサービスを提供することができます。

② 自治組織との協働

防犯・防災、地域福祉、環境（ごみ減量化など5R運動*）の地域課題の解決やサービスの提供については、地域における継続性や総合性などの優れた特徴を持つ自治組織と連携を担っていくことが必要です。

③ 企業との協働

民間企業は、地域社会の中で「企業住民としての役割と責任：“CSR”* (Corporate Social Responsibility)」があると考えられており、様々な社会貢献活動を展開しています。今後、企業が新しい公の担い手としての役割を拡大していく可能性があり、社会貢献活動、公益的活動との協働を積極的に進めていく必要があります。

* 5 R 運動

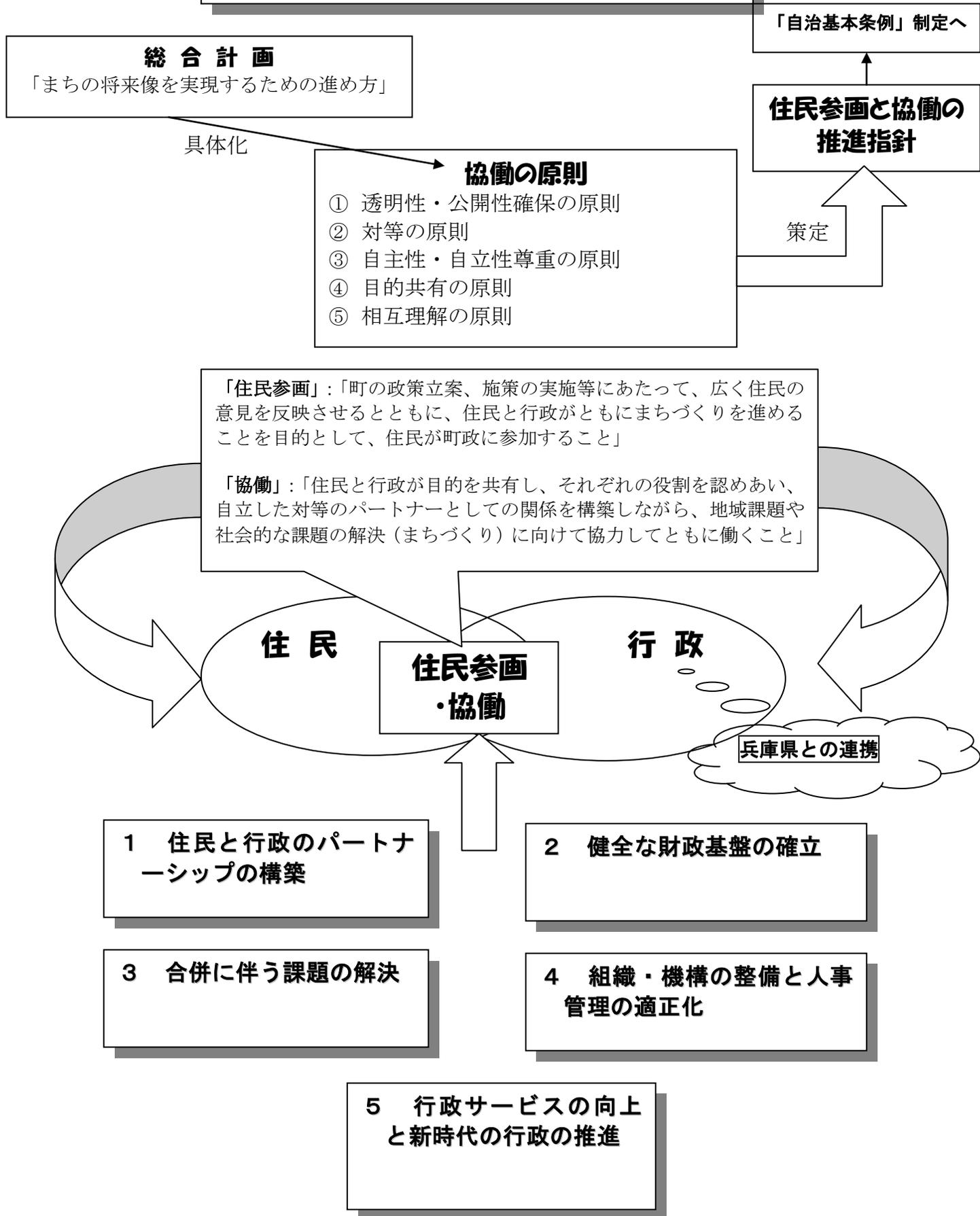
5 R とは、リデュース (reduce=減量)・リユース (reuse=再使用)・リサイクル (recycle=再利用・再資源化)・リフューズ (refuse=拒絶・辞退)・リペアー (repair=修理) のそれぞれの頭文字をとってまとめたもの。

* 「CSR」

企業が利益を追求するのみならず、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（企業の利害関係者）からの要求に対して、適切な意思決定したことを指すものである。

企業の経済活動にはステークホルダーに対して説明責任が有り、説明出来なければ社会的容認が得られず、信頼のない企業は持続できないとされる。持続可能な社会を目指すためには、企業の意思決定を判断するステークホルダー側である消費者の社会的責任、住民の社会的責任が必要不可欠となる。

(図) 住民参画と協働のまちづくり概念図



◇ 総合計画と「住民参画と協働の推進指針」について

総合計画においては、「まちづくりのあらゆる場面、行政分野やプロセスにおいて、住民と行政は、連携・協働し、手を携えて努力を続ける「参画と協働」の取り組みを進めます。また、住民の行政施策・事業への参画と協働に加え、パートナーとして、特に住民が自ら地域づくり活動に行政施策・事業を活用するしくみづくりや、支援施策の推進を図ります。」としています。

「住民参画と協働の推進指針」はそのための進め方を具体化して、住民と行政が共に担う「新しい公」の実現をめざし、住民と行政が共通の目標をもつことができるよう協働のための基本的な指針となります。

◇ 総合計画と自治基本条例について

総合計画等の行政計画は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、その実現のための手法を体系化、総合化したもので、自治基本条例は、そうした行政計画の策定手法や位置付けも規定しますので、行政計画の上位規範となります。

6. 住民参画・協働の基本方針

(1) 指針の目的

住民が幸せに暮らせる地域づくりを進めていくことは、住民と行政の共通の願いであり、合併後の一体感醸成のためのまちづくりを推進することが課題となっています。

この指針は、まちの将来像「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷」—安らぎと憩いの空間 新温泉町—の実現を目指し、住民と行政が協力して、地域のさまざまな課題を解決し、個性豊かで魅力あるまちづくりを進めていくために、新温泉町総合計画の「まちの将来像を実現するための進め方」に位置づけた「住民参画・協働の推進」を具体化する方針として策定するものです。

(2) 推進の柱

「住民参画制度の整備」

町政に関する情報を積極的に提供しながら、住民参画の機会を充実させるとともに、参画の手続きの整備などを行い、住民の実態的な参画が得られる「実効性」のある仕組みづくりを進め、住民の意思を町政へ一層反映することで、住民と行政の信頼関係をさらに深めていきます。

「協働の仕組みづくり」

NPO、ボランティア、自治組織などと町との協働のための基盤を整備していくとともに、その活動や情報をコーディネートする役割を強化することで協働に向けての環境づくりを進め、これまで培ってきたコミュニティの力と合わせて、住民の主体的活動を活性化し、地域社会全体の力として高めていきます。

(3) 住民参画・協働の定義と指針の対象

①住民参画

<定義>

本町における「住民参画」とは、「町の政策立案、施策の実施等にあたって、広く住民の意見を反映させるとともに、住民と行政がともにまちづくりを進めることを目的として、住民が町政に参加すること」をいいます。

<対象>

この指針において整備していく対象は、町の計画や条例等の案の策定などの「政策立案」、その「決定」及び「実施」、そして、実施結果に対する「評価」という町政運営における4段階の過程のうち、「政策立案」及び「評価」における住民参画手続きです。

②協働

<定義>

本町における「協働」とは、「住民と行政が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を構築しながら、地域課題や社会的な課題の解決（まちづくり）に向けて協力してともに働くこと」をいいます。

<対象>

この指針において整備していく対象は、NPO、ボランティアなどの住民公益活動^{*}を行う団体や住民一人ひとりと町が、共通の目的のためにともに事業^{*}に取り組むなどの協力・連携するための基本的な考え方や環境づくりです。

* 「住民公益活動」

「社会や地域社会の課題解決など、住民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした、自主的で非営利な社会貢献活動」とします。

例えば、趣味の活動や構成員相互の利益を目的とした相互扶助的・共益的活動や政治、宗教の活動などは含まれません。

* 「事業」

住民の団体と町のそれぞれの関わりの程度や役割の分担の仕方などから様々な実施の形が考えられます。

例えば、事業をともに運営する「共催」や町の仕事を住民の団体が代わりに行う「委託」、団体の活動を町が支援する「補助」などが挙げられます。事業については、その基本的な内容を公開し、団体と町の関係の透明性を確保するとともに、団体の自立化の促進にも十分配慮することが必要です。

(4) 推進にあたって

住民参画・協働の推進にあたっては、兵庫県の「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく取り組みと連携を図りながら、本指針に基づき、実施段階に向けてさらに内容を具体化します。また、広く住民に呼びかけ、ともに経験を積み重ねながら、本町の実態にあわせた計画的な取り組みを進めます。

(5) 指針の検証

この指針に基づく取り組みについては、指針策定から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとします。

7. 住民参画・協働推進の取り組み

新温泉町における住民参画制度や協働の仕組みづくりについて、現状と課題を分析し、それぞれの取り組み事項の推進とその検証に努める必要があります。

(1) 住民参画制度の整備

① 情報公開・提供

<現状と課題>

町政についてのさまざまな情報が住民に公開、共有されていることは、住民が町政に参画するために必要不可欠な土台です。しかし、現状では、町の審議会や懇談会等の会議の公開や、住民にとって必要な情報の提供方法についての統一的に処理されていないなどの課題があります。今後は、一層積極的な情報提供に努め、町政や地域の課題を住民と共有していくことが求められています。

<取り組み事項>

ア) 審議会等の公開（会議の傍聴、会議録の公表）

・町が法令や条例に基づき設置する各種の審議会、協議会等と、規則や要綱で設置する懇談会等（以下「審議会等」*という）の会議は公開するものとします。

ただし、法令または条例等により非公開とされているもの*のほか、会議の内容が個人情報に関する事項を含む場合や、公開により会議の運営に支障をきたす場合等、審議会等で非公開と決定したときはこの限りではありません。

・公開は、審議会等の会議の傍聴及び会議録*の公表により行います。

イ) 行政情報の積極的な提供

・町政運営の今後の方向性や課題など、特に住民や地域と密接に関係する重要な行政情報を住民に積極的に提供し、住民と行政がともにまちづくりに取り組む風土を醸成します。

・情報提供の方法としては、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビのさらなる活用のほか、効果的に周知できる媒体を積極的に活用するとともに、住民が必要な情報を得ることができる多様な機会づくりに努めます。

② 住民参画の機会の拡充

<現状と課題>

本町では、これまで地域に密着したまちづくりを進めてきましたが、現状では、政策の立案について、住民参画の機会をいつどのように持つのか統一的なルールがなく、住民からの意見も町が聞き置くだけで一方通行になってしまう場合も見受けられます。今後は、より開かれた仕組みとして住民参画の機会を充実し、政策決定する過程の中で住民がいつどのような方法で参画できるかを分かりやすく示すとともに、住民からの意見に対して、町としてどのように対応したのか、その内容についても説明していくことが求められています。

<取り組み事項>

ア) パブリック・コメント（町民政策コメント）制度の活用

・町の基本的な計画や条例等（以下「計画等」^{*}という）の案を策定する過程においては、その内容を公表し、広く住民から意見または情報（以下「意見等」という）を求め、その意見等を考慮して意思決定する手続き（パブリック・コメント）をとるものとします。

・パブリック・コメントで寄せられた住民からの多様な意見等については、計画等の策定の意思決定を行った際に、それに対する町の考え方について公表していきます。

イ) 審議会等委員の公募枠の新設・拡大

・町政に関心を持ってもらえる住民の層を広げていくためにも、審議会等の委員には公募委員の枠を設けるものとします。

ただし、審議会等のうち法令等により委員の資格が定められているもの、委員に専門的な知識や経験を必要とするもの、このほか、個人情報に関する事項を取り扱うものなどについてはこの限りではありません。

・公募委員の委員就任後も、適宜、学習の機会を提供するなど活動の支援を行います。

ウ) 既存制度の積極的活用とさらなる充実

・既の実施している住民参画の機会となっている制度（住民意識調査、各種懇談会、出前講座など）について、積極的な活用を図るとともに、必要なものについては見直しを行い、より参画しやすい内容に充実していきます。また、あわせてそのほか新しい方法についても研究していきます。

エ) (仮称) 自治基本条例^{*}などさらなる制度化の検討

・この指針に基づく各種の住民参画の取り組みについて実践と検証により、住民参画制度の継続的發展を図るため、条例化等による制度の整備について積極的に検討します。

＊「審議会等」

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審査会、審議会、協議会等の「附属機関」、また規則、要綱により設置する懇談会等の「附属機関に準ずる機関」を指します。

＊「非公開とされているもの」

法令、条例等により非公開としている事例としては、新温泉町規則で非公開としている、新温泉町民生委員推薦会、新温泉町情報公開及び個人情報保護審査会等があります。

＊「会議録」

会議における主な発言内容などについて要約して会議内容の概要を記録したものや、会議における各人の発言内容等について全て記録したものを指します。

＊「計画等」

①総合計画など町の基本的な政策を定める計画や、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画、②町の基本的な制度を定める条例、住民生活または事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、住民等に義務を課し、または権利を制限する条例などを指します。

＊「自治基本条例」

町政運営の基本理念や住民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるもので、町政を進めるうえで基本となる事項や他の条例、計画などを策定する際の原則を定めることから、条例の中の頂点に位置づけられ、「自治体の憲法」とも言われています。

③ 住民への制度の普及

<現状と課題>

住民参画制度は、住民に浸透し、実際に多くの人に参画してもらえる制度とならなければ、その目的である地域の課題解決や魅力あるまちづくりにつながりません。しかし、住民に理解を深めてもらうための環境づくりが十分に進んでいない状況です。今後は、住民への制度の普及を積極的に行うとともに、住民参画についての分かりやすい情報提供や、「また参画してみたい」と思える魅力ある制度づくりへ、常に工夫や改善をしていくことが求められています。

<取り組み事項>

ア) 住民への制度の周知、啓発

・参画制度の導入においては、広報紙やホームページ及びケーブルテレビのほか、住民に直接

説明できる「各種懇談会」「出前講座」等を積極的に活用して制度の周知を図るとともに、主体的にまちづくりに参画している住民を核として、その裾野を広げていくことにより、住民に理解を深めていただけるよう努めます。

イ) 住民参画の機会等についての分かりやすい情報提供

- ・住民参画の機会を設けるときには、住民に等しく機会が提供され多くの参画が得られるよう、またそれぞれの情報に興味、関心がある住民が、その情報を確実に得られるよう配慮します。
- ・情報提供に際しては、できる限り分かりやすい表現を用いるよう努めます。

ウ) 住民が情報を入手しやすい環境づくり

- ・住民が参画の手続きや、審議会等の内容などの町政情報を自由に入手できるよう、町内主要施設にインターネット端末を設置するなど、環境づくりを進めます。

エ) 制度の継続的改善

- ・参画した住民の感想や意見を聞きながら、制度運用の課題把握に努め、制度の継続的な改善に努めます。

④ 職員による制度活用の推進

<現状と課題>

職員全員に住民参画制度の趣旨が浸透し、住民とともにまちづくりを進める力がなければ、制度は機能しません。しかし、現状では、住民参画に対する職員の意識や能力も十分に高まっているとはいえません。今後は、職員に制度の趣旨や運用について周知し、能力の向上に努めるとともに、職員の声を反映したさらなる制度の改善を進めていくことが求められています。

<取り組み事項>

ア) 職員の情報共有体制の確立

- ・住民参画制度の理念、手法、運用方法などについて、マニュアル等を整備し、全職員に周知徹底を図ります。
- ・住民参画について総合的に担当する担当係において、参画制度を運用する場合の相談体制を整えます。
- ・連絡会議の定期開催、調整担当部署の機能化、各課の連絡担当の明確化を図るなど町内部の横の連携を強化します。
- ・住民と共に考える現場からの発想を大切にするため、各地域ごとの町職員の担当制を検討し

ます。

イ) 職員の能力向上を図る研修の実施

・住民参画推進の基礎となる職員の対話能力やコーディネート能力等を、各種職員研修において一層向上させていきます。

(2) 協働の仕組みづくり

①NPO、ボランティア、自治組織などとの協働の基盤づくり

<現状と課題>

本町では、これまで校区単位で進めてきた県民交流広場事業をはじめ各種コミュニティ活動を進めてきていますが、その一方で近年は、子育てや防犯など特定のテーマを対象とした活動に取り組むNPOやボランティアが増えてきています。しかし、現状では、NPO、ボランティアの実態について十分に把握できていなかったり、各部署で住民との協働の取り組みへの対応が異なっていたりする場合も見受けられます。今後は、担当系の活動を強化するとともに、本町の特性を生かしてどのような協働のまちづくりを進めていくのか、住民とともにその仕組みづくりに取り組んでいくことが必要です。

<取り組み事項>

ア) NPOやボランティアの実態調査の実施

・本町のNPO、ボランティアの活動状況等について実態調査を行い、住民と行政が協働を進めていくための可能性や課題を把握し、今後の取り組みに生かします。
・NPOやボランティアなどを目的別・性質別に体系化の整理します。

イ) 協働の仕組みづくりを進める懇談会の開催

・NPO、ボランティアの代表者や町職員などで懇談会を開催して情報交換をはじめ、本町の目指す協働の具体的なあり方や、それぞれの役割分担、取り組みのステップなどについて、他自治体の先進的事例などの調査研究も行いながら、意見交換や協議をしていきます。
・協働意識の醸成と担い手づくりのために、まちづくりリーダー研修や職員研修を行います。

ウ) 協働を進める担当系の活動を強化

・住民との協働について担当系の活動を強化し、NPO、ボランティアについての県の取り組みとの連携、役割分担を図りながら、住民と行政が協働する場合の相談を受け付ける窓口とな

るほか、住民と行政の各部署をコーディネートする役割を担っていきます。また、協働の取り組み事項の進捗状況について、総合的な把握や調整なども行っていきます。

エ) 住民への理解の醸成と活動の促進

・住民と行政の協働については、本町の協働の目的や仕組みをはじめ、実際に行われている住民の様々な活動の状況を、広報紙やホームページ及びケーブルテレビ等で積極的に周知するとともに、各種の活動を行う団体等に協働のまちづくりに向けたはたらきかけを行い、住民に協働への理解を深めていただき、活動の輪がさらに広がるよう努めていきます。

②ネットワーク機能の強化

<現状と課題>

住民の主体的な活動を高め、協働による豊かな地域社会をつくっていくためには、NPOやボランティアなどへの関心を高め、多くの住民が積極的にその活動に参加したり、新たな活動を始めたりしていくことが大切です。しかし、これらの個々の活動については、参加したいと思う人から見ると、意外に情報が不足していたり、同じような活動をしている団体間の連携・協力がしづらかったりしている状況があります。今後は、個人と個人、個人と団体、団体と団体といった様々な主体の出会いや交流の核となる場を整備し、住民の主体的な活動の輪を広げ、協働の環境づくりを進めていくことが必要です。

<取り組み事項>

ア) 情報のネットワークづくり

・協働に関する町や各団体の情報を集約し、関心のある個人や団体が自由に必要な情報を入手したり、発信したりできるよう、交流のネットワークを広げることができる拠点としての体制を整えます。

イ) 住民への学習・研修の実施

・NPO、ボランティア団体の設立などについて、希望する住民に対して学習会、研修会を開催し、人材、団体の育成を促進します。

③まちづくりへの展開

<現状と課題>

住民の主体的な活動を土台としながら、様々な分野で町との協働事業を進めていくことは、これからの時代、自治体にとって欠くことのできない視点です。しかし、現状では、まだそのための環境づくりや機運の高まりも十分とはいえません。また、NPOやボランティアなどの活動と地域のコミュニティ活動の関わりについても、お互いが協力し合える環境が十分とは言えない状況です。今後は、町との協働事業について、そのルールづくりやモデル事業などについて調査研究を進めていくとともに、NPOやボランティアなどの活動と地域のコミュニティ活動をお互いが生かし合えるように結び付けて、地域全体の力として高めていく取り組みが求められています。

<取り組み事項>

ア) 協働のモデル事業の検討

- ・現在行っている行政サービスや、新たに生じた公共的課題について、住民と行政の協働事業として何を対象とし、どのような手法を用いて協働を進めていくべきなのかなどを、住民とともに考え、本町の協働のモデル事業として進めていきます。

- ・「山陰海岸の世界ジオパーク構想の推進事業」*は、住民と行政の参画と協働事業の典型的なプロジェクトであり、シンボルプロジェクトとします。

- ・協働事業を進める際のルールや、協働に携わった住民が再び携わりたいと思えるような仕組みについてもあわせて検討します。

イ) コミュニティ活動とNPO・ボランティア活動との連携

- ・地域のコミュニティ活動とNPOやボランティアの活動が、お互いに必要な部分で活用または協力し合えるよう、双方の効果的な連携を促進する情報交換や交流の場づくりを進めていきます。

* 「山陰海岸の世界ジオパーク構想の推進事業」

「私たちのまちには、かつてユーラシア大陸と地続きであった大地が悠久の時間をかけて日本海を産み出し、“列島誕生のダイナミクス”を物語る壮大な地質や地形の海岸、自噴で日本有数の温度や量を誇る温泉など、貴重な自然遺産が数多く保有されています。それらは大地がなす一級の産物であり、自然の摂理の中で人類の繁栄があることを認識しなければ

なりません。この貴重な自然遺産を再確認し、人と自然との共生を基盤に、“自然と人間のかかわり”をテーマとして持続可能なまちづくりのために、私たち住民と行政の協働により、周辺や関連する自治体とも手を携えた取り組みを進めます。(町総合計画より)」

④協働のまちづくりを推進する職員の育成

<現状と課題>

協働のまちづくりを進めるためには、職員が協働する住民と目的を共有し、互いの立場や自主性を尊重しながら、新たな関係や仕組みを住民とともにつくっていくことが必要です。しかし、現状では、職員が住民との関係において「町から住民にお願いする」「住民からの要望に町が対応する」など、従来の意識から脱却しきれないのが実情です。今後は、協働の理念や方向性について職員に周知し、意識の向上に努めるとともに、協働事業を進めるノウハウを確立していくことが求められています。

<取り組み事項>

ア) 職員の情報共有体制の確立

・本町の協働の基本的な方針や取り組みの方向性などについて、全職員に周知徹底を図るとともに、協働に関する各種情報を提供していきます。

イ) 職員の能力向上を図る研修の実施

・協働推進の基礎となる職員の対話能力やコーディネート能力等を、各種職員研修において一層向上させていきます。

(3) 住民参画と協働のまちづくりの評価・検証

<現状と課題>

協働のまちづくりは、まだまだ緒についたばかりです。このため、協働の成果について、評価・検証し、その結果を次の参画と協働のまちづくりに反映していくことが重要です。

<取り組み事項>

ア) 評価の指標

参画と協働事業の評価には、具体的なサービス内容に関する目標達成度など事業そのものに対する評価と、住民の参画意識の高まりや相互理解が進んだかなど実施プロセスを踏んだこと

による効果に対する評価の2つがあります。これらを的確に使用し評価することとします。

イ) 検証の組織・方法

参画と協働事業には、当事者、受益者、住民、第三者機関等多くの評価主体があり、検証方法もチェックシートの活用、アンケートの実施、住民からの意見聴取等様々な手法が考えられます。これらを的確に組み合わせるなど、正確な検証に努めることとします。

ウ) 検証結果の反映

検証結果に基づき、事業内容を見直し、事業の廃止も含めた再設計を行うことが必要です。このことにより、初めてPDCA（Plan “計画” ～Do “実行” ～Check “結果評価” ～Action “計画見直し”）のサイクルが回ります。

再設計の際には、事業全体の見直し、事業内容の進め方、協働相手の適切性や協働相手とのコミュニケーション方法など項目ごとの見直しを行い、より効率的、効果的で質の高いものとする必要があります。

(図) PDCA (Plan~Do~Check~Action) サイクル

